



森林を守り、活かすしくみ

“森林環境譲与税”を活用した森林の手入れ

KAKEGAWA

森林の働き（森の循環と利用）

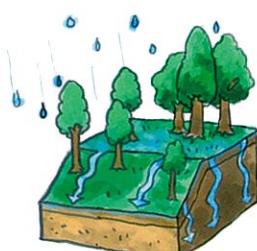
現在、掛川市のスギやヒノキ人工林はその大半が十分に成熟し「使いどき」、「伐って、使って、また植える」時期を迎えています。しかし、その時期がきているにもかかわらず放置され、管理されていない人工林も多くあります。混み過ぎた人工林は間引き（間伐）を行い、明るい健全な状態にします。成熟し過ぎた人工林は伐採し、木材として利用します。その跡地に再び植林し若返りを図ります。このように森林資源の循環を進め、全体として健全で防災力や経済性が高い人工林を作り、私たちの豊かで快適な生活につなげていきます。



生活に役立つ森林の働き

間伐などの適切な手入れを行うと下記の4つの働きがもっと大きくなります。

①水を育み、洪水を防ぐ…「森林は緑のダム」



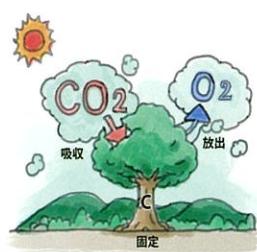
森林の土は、スポンジのようにすき間がたくさんあります。そのすき間に雨水を蓄え、ゆっくりと川へ送り出しています。そのため、大雨が降っても、洪水が起こりにくくなります。

②山崩れを防止する



土中に広がる木の根は土を抑え山崩れを防ぎます。間伐で明るくなると根が張り効果が高まります。明るくした林には下草や低木が増え表土を抑える効果も高まります。

③二酸化炭素を吸収し、炭素を固定します



樹木は、光合成によって二酸化炭素(CO_2)を取り込み、酸素を放出し炭素を木材として固定します。このため、地球温暖化防止の効果も注目されています。

④木材を生産する



樹木は光合成を行って大きくなります。この自然の力を活用して木材生産を行うのが林业です。木を伐ってもすぐに苗木を植え、きちんと管理すれば、木材は再生可能です。

これらの働きを強めるため森林環境譲与税を活用しています。

上記以外にも様々な働きがあります。
QRコードを見てみよう。



森林環境譲与税を使った取り組み

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

掛川市では、国から毎年交付される森林環境譲与税を使って、

- ①森林の間伐や植林などの手入れや、森林の手入れを担う人材の育成及び確保
 - ②山崩れを防ぐ、水をきれいにする、二酸化炭素を吸収するなど森林が果たしている役割を広く理解していただけるための講演会や研修会の開催、パンフレットの作成
 - ③掛川産の木材をもっと使ってもらうための助成
- などの取り組みを進めています。

市の取り組み

森林の管理方法、市への森林環境譲与税をどう使うかについて、検討する組織「掛川市森林経営管理推進協議会」を設置しました。

協議会は、森林や林業・木材産業に関する人だけではなく、広く市民の皆さんから意見を聴いて進めています。令和元年9月にスタートしてこれまで25回開催しています。令和2年1月には森林環境譲与税の活用についての考え方などを取りまとめた、「掛川市森林環境譲与税活用ガイドライン」を市長に提言しました。



協議会の様子



市長への提言

森林を手入れし、豊かにする取り組み

台風の時などに倒木が発生して、通行が出来なくならないように道路わきの大きな木を伐採しました。



整備前

住家裏山の木が倒れても家に影響を及ぼさないように伐採する費用に助成しました。

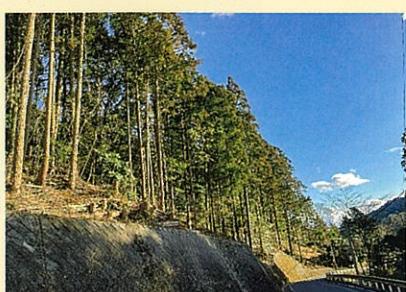


整備後

植えた木がシカに食べられないようするシカの侵入防護ネットの見回り費用に助成しました。



無対策のためシカに先端を食べられ
盆栽状となって育たない苗木



整備後



整備後



鹿の防護ネットの見回り状況

森林の手入れ、木材利用への理解を深めるための取り組み

森林、森林整備への理解を深めるため、講演会、森や木について学ぶイベントの助成、パンフレット作成などを行いました。

また、木材利用を促進するための講演会や木工教室を実施するとともに、公民館など公共施設等への木材利用を推進しています。



森林環境譲与税を財源に このような事業をおこなっています。

掛川市オリジナル おかえり「森林(もり)」総合対策事業

放置され生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある森林の整備、利用期に達している木材の利用、場所が分からぬ所有山林の境界確認、地域における森林整備や森林整備ボランティア活動や、環境教育活動を実施する森林所有者などに対し、事業に要した経費の一部(50%以内)を掛川市が補助するというものです。

【お問い合わせは、掛川市農林課 TEL.0537-21-1146】



補助事業の種類



森林を整備(手入れ)する仕組み

1.「森林経営管理制度」とは、

森林所有者による手入れが進みにくく荒れた森林が増えしており、その荒廃森林が山崩れの原因になったり、水源のかん養機能の低下などの一因となっています。このため、日本の森林(特に人工林)を適正に経営管理する必要があることから、国が森林経営管理制度を設けました。また、その制度の実効性を高め地域の事情に沿った森林整備を進めるための財源に充てるため、国民の皆様に一人年間1千円をご負担いただき、森林環境譲与税として、国から市町村に配分されます。

以下、森林経営管理制度の概要について説明します。なお、詳しいことは市役所農林課にお問い合わせください。



森林を所有している方には、適切な手入れなどの経営管理を行う義務があります。ご自身で森林を経営するのが難しい場合や、相続などで受け継いだ森林の扱いにお困りの場合は、一度、掛川市農林課へお問い合わせください。

2.森林環境税の仕組み

国民の皆様から納税いただいた「森林環境税」は、国を通して「森林環境譲与税」として全国全ての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度を始めとする森林整備やその促進のための取り組みに活用されます(年間総額 約620億円)。

